



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年3月14日金曜日 第1439号

◇ 目次 ◇

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則等の一部を改正する規則.....	237
告 示	
字の区域の変更（波方町）.....	238
字の区域の変更（北条市）（2件）.....	238
医薬品販売業の認定に関する規程の一部改正.....	239
愛媛県立さつき寮運営規程の一部改正.....	239
特定計量器の定期検査の実施.....	242
土地改良区の定款変更の認可.....	242
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	242
県営土地改良事業の換地処分（3件）.....	243
町営土地改良事業の施行の同意（5件）.....	243
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	243
町営土地改良事業の換地処分.....	244
監視伝染病発生予防検査の実施.....	244
監視伝染病の発生予防のための注射の実施.....	245
同意の成立（漁獲共済）.....	245
公有水面埋立免許（2件）.....	245
基本測量の実施の通知.....	247
道路の供用開始（県道上分三島線）.....	247
道路の区域変更（一般国道319号外）.....	247
道路の供用開始（一般国道319号）.....	248
道路の区域変更（県道今治丹原線）.....	248
道路の区域変更（県道松山東部環状線）.....	248
道路の区域変更（県道長井方堀江線）.....	249
道路の供用開始（ " ）.....	249
道路の区域変更（県道美川松山線）.....	249
道路の区域変更（一般国道380号外）.....	249
道路の区域変更（県道櫛生大洲線）.....	250
道路の供用開始（ " ）.....	250
道路の区域変更（県道野村柳谷線）.....	250
道路の供用開始（ " ）.....	250
道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....	251
道路の供用開始（ " ）.....	251
道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....	251
道路の供用開始（ " ）.....	252
落札者等の告示.....	252

公 告

争議行為の通知の公表.....	252
-----------------	-----

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....	252
--------------------------	-----

雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示.....	252
消防設備士試験の実施に関する公示.....	253

正 誤

平成15年3月4日付け第1436号愛媛県告示第445号（字の区域の変更（伊予市））中.....	254
---	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第5号

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則等の一部を改正する規則

（愛媛県毒物劇物取扱者試験規則の一部改正）

第1条 愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第1号様式中

「 本 籍 （都道府県名）	連絡先 電話（ ）
------------------	-----------

を

「 電 話 番 号

に改め、同様式注意事項2中「次に掲げる書類」を「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第2項第2号及び第3号に該当しない旨の医師の証明書」に改め、同様式注意事項2(1)及び(2)を削る。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第9条関係）合格証書」に改め、「本籍（都道府県名）」を削り、「㊟」を「㊞」に改める。

（愛媛県ふぐ取扱者条例施行規則の一部改正）

第2条 愛媛県ふぐ取扱者条例施行規則（昭和28年愛媛県規則第7号）の一部を次のように改正する。

「 本 籍 地 都道府県名 （国籍）	を削る。
--------------------------	------

様式第2号中「本籍地都道府県名」を削る。

（愛媛県立保育専門学校規則の一部改正）

第3条 愛媛県立保育専門学校規則（昭和28年愛媛県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及び戸籍抄本」を削る。

（理容師法施行細則の一部改正）

第4条 理容師法施行細則（昭和31年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号(表)中3を削り、4を3とし、5から8までを1ずつ繰り上げる。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第5条 旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

様式第10号中「様式第10号」を「様式第10号(第9条関係) 宿泊者名簿」に改め、同様式1中「引率者または」を「、引率者又は」に、「ほか」を「外」に改め、同様式2を削り、同様式3中「または」を「又は」に改め、同様式3を同様式2とする。

様式第11号中「様式第11号」を「様式第11号(第9条関係) 宿泊者名簿」に改め、

「	
N A T I O	
N A L I T Y	
国 籍	を削る。
」	

(美容師法施行細則の一部改正)

第6条 美容師法施行細則(昭和32年愛媛県規則第65号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(表)中3を削り、4を3とし、5から8までを1ずつ繰り上げる。

(調理師法施行細則の一部改正)

第7条 調理師法施行細則(昭和34年愛媛県規則第54号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

様式第3号中「本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、

その国籍)」を削る。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第8条 製菓衛生師法施行細則(昭和42年愛媛県規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「出願者氏名」を削り、

「	(ふりがな) 受験者氏名、生年月日	年 月 日 生	性 別	男 女	を
	本 籍 地 (外国人の場合は国籍)				
「	(ふりがな) 氏 名		性 別	男 女	に改める。
	生 年 月 日	年 月 日 生			

様式第5号中「様式第5号」を「様式第5号(第7条関係)」に改め、「本籍地」を削る。

(愛媛県立歯科技術専門学校運営規則の一部改正)

第9条 愛媛県立歯科技術専門学校運営規則(昭和46年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「及び戸籍抄本」を削る。

様式第7号中「本籍地都道府県名」を削る。

(愛媛県立伊予三島看護専門学校学則の一部改正)

第10条 愛媛県立伊予三島看護専門学校学則(平成9年愛媛県規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第8号中「本籍地都道府県名」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中愛媛県ふぐ取扱者条例施行規則様式第2号の改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第569号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、波方町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域			摘 要
	字 名	地	番	
大字樋口	字八反地	大字樋口	字丸田 乙449の7	これに伴う道路、水路等を含む。

○愛媛県告示第570号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、北条市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域			摘 要
	字 名	地	番	
儀式 字坂本	儀式	字繁国	甲280の1、甲281、甲282、甲283の1及び甲283の2	これに伴う道路、水路等を含む。
		字北谷	甲386の1及び甲387の1	
		字藤九郎田	甲388の1、甲389、甲390、甲391の1及び甲393の4	
		字廣畑	甲438の2、甲439、甲440の1、甲441の1、甲442の1、甲443の1、甲444の1、甲444の5、甲445の1、甲445の2、甲446の1、甲446の2、甲447、甲451、甲452の1、甲453の2、甲454の2、甲455の1、甲456の1、甲457の1、甲458の1及び甲458の6	

○愛媛県告示第 571 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、北条市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称		左記の区域に編入する区域		摘 要	
		字 名	地 番		
小山田	字 堂盡シ	小山田	字 センド キ	乙175の2、乙176、乙177及び乙180の1	これに伴う道路、水路等を含む。
			字 センド ギ	乙174及び乙180の2	
			字 センド 木	乙175の1	
			字尾畑	甲181の2、甲181の3、甲182、甲184から甲186まで、乙171の3、乙171の4、乙172、乙173、乙181、乙182、乙184から乙186まで、乙194及び乙187の1に隣接する道路である国有地の全部	

を削る。

○愛媛県告示第 572 号

医薬品販売業の認定に関する規程（昭和36年10月愛媛県告示第 846 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第 2 条第 3 号中「大学入学資格検定」の下に「（以下「大学入学資格検定」という。）」を加える。

第 4 条第 2 項第 1 号中「戸籍謄本」を「最終学校を卒業し、又は大学入学資格検定に合格した後に氏名に変更があつたとき（第 2 条第 4 号に規定する者であるときを除く。）は、戸籍謄本」に改め、同項第 6 号中「ときは」の下に「、戸籍謄本又は戸籍抄本」を加える。

○愛媛県告示第 573 号

愛媛県立さつき寮運営規程（昭和39年6月愛媛県告示第 495号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に改正前の愛媛県立さつき寮運営規程第 1 号様式及び第 3 号様式の規定により提出されている書類は、それぞれ改正後の愛媛県立さつき寮運営規程第 1 号様式及び第 2 号様式の規定により提出された書類とみなす。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第 2 条第 1 項中「及び誓約書（第 2 号様式）」を削る。

第 4 条第 1 項中「第 3 号様式」を「第 2 号様式」に改める。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改め、第 3 号様式

第1号様式(第2条関係) 入寮申請書

入 寮 申 請 書

年 月 日

愛媛県立さつき寮長 殿

申請者 氏名

㊟

本人の 状 況	申請直前まで住 んでいた住所				
	生 年 月 日				
	職業又は就学の 状 況		健康状況		
同伴す る家族 の状況	氏 名	続柄	生年月日	職業又は就 学の状況	健 康 状 況
同伴し ない家 族及び 縁故者 の状況	氏 名	続柄	年 齢	職業又は就 学の状況	現 住 所
收容保 護を希 望する 理由					

注 記名押印に代えて署名することができる。

第2号様式(第4条関係) 退寮届

退 寮 届

年 月 日

愛媛県立さつき寮長 殿

届出者 氏名

退寮後の住所

電話番号

退寮の理由及
び今後の生活
方針

○愛媛県告示第574号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、伊予三島市、宇摩郡、川之江市、温泉郡、伊予郡、上浮穴郡、周桑郡、東予市及び伊予市の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成15年4月1日から12月26日までの間において実施する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 4 columns: 検査日時, 検査場所, 検査区域, 対象となる特定計量器. It lists inspection dates and locations across various municipalities like 伊予三島市, 新宮村, 川之江市, etc.

Table with 4 columns: 日, 時間, 場所, 町名. It lists specific inspection dates, times, and locations for various municipalities like 久万町, 面河村, 美川村, etc.

○愛媛県告示第575号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、周桑郡小松町第四土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第576号

土居町上野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改

良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・関地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・関地区）計画書の写し
 - 土居町上野土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成15年3月17日から4月14日まで
- 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第577号

土居町上野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・近道地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・近道地区）計画書の写し
 - 土居町上野土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成15年3月17日から4月14日まで
- 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第578号

平成15年3月6日県営中山間地域総合整備事業いよ高縄地区儀式工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第579号

平成15年3月6日県営中山間地域総合整備事業いよ高縄地区柿ノ木谷工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第580号

平成15年3月6日県営中山間地域総合整備事業上浮穴高原地区（大谷工区）の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項に

おいて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・周智森地区）の施行に平成15年3月5日同意した。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・西地区）の施行に平成15年3月5日同意した。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・堂野窪地区）の施行に平成15年3月5日同意した。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・前石地区）の施行に平成15年3月5日同意した。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・二間市地区）の施行に平成15年3月5日同意した。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第586号

小松町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中ノ坪地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中ノ坪地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年3月17日から4月14日まで
- 3 縦覧場所
小松町役場

○愛媛県告示第587号

城川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・魚成地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・魚成地区）計画書の写し
 - (2) 城川町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年3月17日から4月14日まで
- 3 縦覧場所
城川町役場

○愛媛県告示第588号

平成15年3月6日波方町営農村総合整備事業八反地地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第589号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 実施の目的
ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため
- 2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域
 - (1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと	西条市、東予市、周桑郡、越智郡、松山市、

同一施設内で飼育しているその他の牛	宇和島市、吉田町、三間町、松野町、津島町、南宇和郡
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	川之江市、伊予三島市、新居浜市、宇摩郡、今治市、北条市、伊予市、伊予郡、温泉郡、上浮穴郡、広見町、日吉村
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	野村町（大野ヶ原）、城川町、宇和町
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満24ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(5) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬	

2 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬	県下一円
3 その他知事の指定する馬	

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏	県下一円

(7) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法で行う。
- (2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）
急速凝集反応法
- (3) 知事の指定するその他の疾病
知事の指定する方法

○愛媛県告示第590号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 実施の対象となる家畜の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚	県下一円
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚	

2 実施の期日

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第591号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要

件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
三島区域（三島漁業協同組合の地区）	瀬戸内海において、2隻以上の漁船により船びき網を使用して営む漁業であって、当該漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるもの

○愛媛県告示第592号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県
松山市一番町四丁目4番地2
代表者 知事 加戸守行
松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡御荘町防城成川70番3から同78番3までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から18点までを順次直線で結んだ線並びに18点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.90メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（南宇和郡御荘町防城成川70番3地内道路敷（歩道）に設置された金属鋸）は、北緯32度57分47秒、東経132度32分22秒の地点

1点は、基点から真北307度02分46秒114.06メートルの地点

2点は、1点から真北70度28分59秒7.81メートルの地点

3点は、2点から真北118度16分09秒29.96メートルの地点

4点は、3点から真北118度30分03秒3.02メートルの地点

5点は、4点から真北118度54分24秒3.00メートルの地点

6点は、5点から真北119度18分34秒3.00メートルの地点

7点は、6点から真北119度42分47秒3.00メートルの地点

8点は、7点から真北120度07分00秒3.00メートルの地点

9点は、8点から真北120度31分11秒3.00メートルの地点

10点は、9点から真北 120 度55分23秒3.00メートルの地点

11点は、10点から真北 121 度19分34秒3.00メートルの地点

12点は、11点から真北 121 度43分44秒2.98メートルの地点

13点は、12点から真北 123 度17分26秒3.00メートルの地点

14点は、13点から真北 123 度17分25秒6.00メートルの地点

15点は、14点から真北 123 度17分27秒3.00メートルの地点

16点は、15点から真北 123 度17分26秒2.86メートルの地点

17点は、16点から真北 126 度20分54秒 13.11メートルの地点

18点は、17点から真北 216 度20分54秒1.80メートルの地点

ウ 面積

959.06平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡御荘町防城成川70番1から同78番1までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からE点までを順次直線で結んだ線及びE点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡御荘町防城成川70番3地内道路敷（歩道）に設置された金属鈹）は、北緯32度57分47秒、東経132度32分22秒の地点

A点は、基点から真北 305 度57分26秒151.58メートルの地点

B点は、A点から真北70度28分59秒 44.89メートルの地点

C点は、B点から真北 120 度59分02秒111.65メートルの地点

D点は、C点から真北 216 度20分54秒 30.31メートルの地点

E点は、D点から真北 270 度14分44秒 36.95メートルの地点

ウ 面積

5,226.49平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地

4 埋立免許年月日

平成15年3月7日

○愛媛県告示第593号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

内海村

南宇和郡内海村柏 497 番地

代表者 村長 加幡 仁一

南宇和郡内海村平簗 356 番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡内海村家串 906 番 2 地先から同1079番地先までの公有水面

イ 区域

次の1点から15点までを順次直線で結んだ線、15点と16点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における公有水面と西ノ谷防波堤との境界線、16点と17点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の陸と公有水面との境界線並びに17点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における公有水面と南防波堤との境界線により囲まれた区域

基点（南宇和郡内海村家串1071番地先の一般県道網代鳥越線の道路端に設置された金属鈹）は、北緯33度02分55秒、東経132度28分17秒の地点

1点は、基点から真北 238 度18分29秒 65.60メートルの地点

2点は、1点から真北23度39分21秒7.93メートルの地点

3点は、2点から真北 113 度39分21秒1.00メートルの地点

4点は、3点から真北23度39分21秒2.20メートルの地点

5点は、4点から真北 293 度39分21秒1.00メートルの地点

6点は、5点から真北23度39分21秒 28.40メートルの地点

7点は、6点から真北 113 度39分21秒1.00メートルの地点

8点は、7点から真北23度39分21秒2.20メートルの地点

9点は、8点から真北 293 度39分21秒1.00メートルの地点

10点は、9点から真北23度39分21秒7.45メートルの地点

11点は、10点から真北 323 度39分21秒1.50メートルの地点

12点は、11点から真北53度39分21秒3.00メートルの地点

13点は、12点から真北 323 度39分21秒 40.25メートルの地点

14点は、13点から真北 233 度39分21秒3.00メートルの地点

15点は、14点から真北 323 度39分21秒3.25メートルの地点

16点は、15点から真北45度48分39秒 16.74メートル

の地点
17点は、16点から真北 176 度14分27秒 99.72 メートルの地点

ウ 面積
3,311.26平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置
南宇和郡内海村家串 906 番 2 地先から同1079番地先までの公有水面及び陸域

イ 区域
次のA点からG点までを順次直線で結んだ線及びG点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡内海村家串1071番地先の一般県道網代鳥越線の道路端に設置された金属錐）は、北緯33度02分55秒、東経 132 度28分17秒の地点

A 点は、基点から真北 220 度53分58秒 66.01 メートルの地点

B 点は、A 点から真北 306 度39分33秒 9.03メートルの地点

C 点は、B 点から真北 300 度43分12秒 55.62 メートルの地点

D 点は、C 点から真北 359 度59分58秒 32.75 メートルの地点

E 点は、D 点から真北45度36分06秒 82.15 メートルの地点

F 点は、E 点から真北 138 度11分30秒 33.57 メートルの地点

G 点は、F 点から真北 158 度58分41秒 47.10 メートルの地点

ウ 面積
7,253.44平方メートル

- 3 埋立地の用途
 漁港施設用地 約 1,220平方メートル
 漁村再開発施設用地 約 2,040平方メートル
 水路用地 約 50平方メートル

4 埋立免許年月日
平成15年3月7日

○愛媛県告示第 594 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（機動連続観測測量）
 2 作業期間 平成15年4月1日から
 平成16年3月31日まで
 3 作業地域 越智郡魚島村

○愛媛県告示第 595 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上分三島線	伊予三島市上柏町字寺ノ西229番2地先から 同市下柏町字榎力内38番1地先まで	平成15年3月14日

○愛媛県告示第 596 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	319号	宇摩郡新宮村大字上山626番2から 同大字617番2まで	旧	メートル 4.5~9.4	キロメートル 0.093	
			新	6.0~18.2	0.093	
"	"	宇摩郡新宮村大字新宮114番地先から 同大字115番地先まで	旧	7.0~12.0	0.143	
			新	9.0~33.0	0.143	
"	"	宇摩郡新宮村大字新宮233番地先から 同大字238番2まで	旧	5.0~11.8	0.112	
			新	15.5~43.4	0.112	

"	"	宇摩郡新宮村大字馬立43番地先	旧	9.0~25.0	0.053	
			新	11.5~60.0	0.053	
県 道	高知伊予三島線	宇摩郡別子山村字筏津乙500番17地先から 同字乙497番21地先まで	旧	4.8~20.2 9.7~34.7	0.051 0.044	
			新	9.7~34.7	0.044	

○愛媛県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	319号	宇摩郡新宮村大字上山626番2から 同大字617番2まで	平成15年3月25日
"	"	宇摩郡新宮村大字新宮114番地先から 同大字115番地先まで	平成15年3月27日
"	"	宇摩郡新宮村大字新宮233番地先から 同大字238番2まで	平成15年3月25日
"	"	宇摩郡新宮村大字馬立43番地先	平成15年3月14日

○愛媛県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	今治丹原線	今治市五十嵐字額ヶ内甲23番1地先から 同市新谷字太田甲1504番5地先まで	旧	メートル 5.2~14.5 13.6~32.0	キロメートル 0.775 0.723	
			新	13.6~32.0	0.723	

○愛媛県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市畑寺二丁目6番2地先から 同市三町一丁目332番5まで	旧	メートル 5.0~17.6	キロメートル 0.452	
			新	7.0~30.4	0.452	

○愛媛県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長井方堀江線	松山市菅沢町甲820番9から 同市東大栗町甲1294番3まで	旧	メートル 1.0～14.0	キロメートル 1.401	
			新	10.0～73.5	1.401	

○愛媛県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長井方堀江線	松山市菅沢町甲820番9から 同市東大栗町乙1084番2まで	平成15年3月14日

○愛媛県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	温泉郡重信町大字下林字竿甲2057番1地先から 同大字千原甲2199番2地先まで 及 び 温泉郡重信町大字下林字千原甲2048番1地先から 同字甲2199番2地先まで	旧	メートル 11.0～14.5	キロメートル 0.056	
			新	9.0～15.0	0.064	
		新	11.0～14.5	0.056		

○愛媛県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	380号	上浮穴郡小田町大字大平298番3から 同大字299番2まで	旧	メートル 5.5～11.2 12.5～22.0	キロメートル 0.045 0.041	
			新	12.5～22.0	0.041	
県 道	美川小田線	上浮穴郡小田町大字上川1737番3から 同大字1687番地先まで	旧	4.0～10.0 9.0～13.6	0.123 0.048	
			新	9.0～13.6	0.048	
"	"	上浮穴郡小田町大字上川1682番地先から 同大字1660番2まで	旧	4.5～8.0 9.0～29.5	0.225 0.062	
			新	9.0～29.5	0.062	

○愛媛県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	櫛生大洲線	大洲市上須戒丁546番8から 同市上須戒丁541番2まで	旧	メートル 9.7~22.6	キロメートル 0.095	
			新	20.9~33.8	0.087	
"	"	大洲市上須戒丁541番2から 同市上須戒丁547番23まで	旧	7.8~13.8	0.096	
			新	7.8~53.3 25.2~41.9	0.096 0.049	
"	"	大洲市上須戒丁547番23から 同市上須戒丁550番3まで	旧	6.5~18.3	0.209	
			新	11.8~50.9	0.209	

○愛媛県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	櫛生大洲線	大洲市上須戒丁546番8から 同市上須戒丁550番3まで	平成15年3月14日

○愛媛県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	東宇和郡野村町大字舟戸53番地先から 同大字187番1地先まで	旧	メートル 4.8~8.6	キロメートル 0.169	
			新	8.6~39.3	0.169	

○愛媛県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	東宇和郡野村町大字舟戸53番地先から 同大字187番1地先まで	平成15年3月14日

○愛媛県告示第 608 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町僧都849番 3	旧	メートル 6.2～9.7	キロメートル 0.079	
			新	11.6～20.8	0.079	
"	"	南宇和郡城辺町僧都849番 3	旧	2.9～7.0	0.158	
			新	9.4～28.0	0.158	
"	"	南宇和郡城辺町僧都850番 2	旧	4.2～6.0	0.112	
			新	4.4～24.0	0.112	
"	"	南宇和郡城辺町僧都850番 2	旧	5.0～6.6	0.065	
			新	11.8～22.2	0.065	

○愛媛県告示第 609 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町僧都849番 3	平成15年3月20日
"	"	南宇和郡城辺町僧都849番 3	"
"	"	南宇和郡城辺町僧都850番 2	"
"	"	南宇和郡城辺町僧都850番 2	"

○愛媛県告示第 610 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡一本松町満倉1073番 5 から 同町満倉868番まで	旧	メートル 4.7～29.0	キロメートル 0.157	
			新	13.5～75.4	0.156	

○愛媛県告示第 611 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3 月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	一本松城辺線	南宇和郡一本松町満倉1073番 5 から 同町満倉868番まで	平成15年 3 月14日

○愛媛県告示第 612 号

次のとおり落札者を決定した。

平成15年 3 月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
道路管理情報システム用機器一式	愛媛県土木部道路都市局道路維持課 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2	平成15年 2 月20日	株式会社シャープ松山 オーエー 愛媛県松山市清住一丁目 6 番21号	月額 716 ,100円	一般競争入札	平成15年 1 月10日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長藤波武男から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成15年 3 月 6 日あったので公表する。

平成15年 3 月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成15年度賃金引き上げ・その他
- 2 日時 平成15年 3 月25日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢一丁目10の38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	北条市柳原739
医療法人 篤友会牧病院	松山市菅沢町甲1151の 1
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 付属新居浜精神病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町 1 の 1 の 28

八幡浜医師会立双岩病院 社団法人 八幡浜医師会	八幡浜市若山 4 番耕地163 八幡浜市広瀬一丁目 7 の17
----------------------------	------------------------------------

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第 4 号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年 3 月14日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（昭和41年愛媛県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 第 2 号中「総括係長」を「上席係長」に改め、同条第 3 項中「総括係長」を「上席係長」に、「調整機能を必要とする事務を処理するとともに、」を「、担当事務について係長を指揮監督するとともに」に改める。

第33条第 3 項中「路上犯罪対策隊」を「街頭犯罪対策隊」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第 186 号）第13条の 5 第 1 項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとお

り公示する。

平成15年3月14日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 大井 久幸

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受 付 期 間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
前 期	平成15年 6月15日(日) 開始時間 10時	4月10日(木)から 4月23日(水)まで 必 着	(財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階 電話 089 932 8808 F A X 089 935 4484 受付時間 8時30分～17時	郵送又は持参
後 期	平成15年 11月23日(日) 開始時間 10時	9月16日(火)から 9月30日(火)まで 必 着		

2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試 験 会 場	所 在 地	摘 要
甲種・乙種第1類 ～第6類・丙種 危険物取扱者試験	新居浜工業高等学校 松山工業高等学校 八幡浜工業高等学校	新居浜市北新町8-1 松山市真砂町1 八幡浜市古町2-3-1	試験会場については、 人数等の関係により、他 の場所に変更することが あります。
乙種第4類(科目 免除なし)・丙種 危険物取扱者試験	東予高等学校 今治工業高等学校 吉田高等学校	東予市周布650 今治市河南町1-1-36 北宇和郡吉田町北小路甲10	

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局県民生活課
- (4) 松山市消防局及び各市・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。

平成15年3月14日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 大井 久幸

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

試 験 日	受 付 期 間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
平成15年8月24日(日) 開始時間 9時	6月25日(水)から 7月8日(火)まで 必 着	(財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階 電話 089 932 8808 F A X 089 935 4484 受付時間 8時30分～17時	郵送又は持参

2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試 験 会 場	所 在 地
甲種第1類～第5類 乙種第1類～第7類 消防設備士試験	愛媛県立松山工業高等学校	松山市真砂町1

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局県民生活課
- (4) 松山市消防局及び各市・地区消防本部

正 誤

○正 誤

平成15年3月4日付け第1436号愛媛県告示第445号(字の区域の変更(伊予市))中

ページ	箇 所	誤	正
185	表左記の区域に編入する新たに生じた土地欄中	新たに生じた土地	区域